

注文してえへんもんは、してえへん(第2弾)!

◎突然の電話で「注文されていた健康食品を代引きで送ります!」と強引に売りつける悪質な電話勧誘がまだまだ続いています!

健康食品に関するこうした相談が、昨年末から増えており、1月もさらに但馬内で11件(4月~1月までの健康食品関連が43件)発生しました。詳細は『処方箋第45号』をご覧ください。

◎特定商取引法の一部が改正され、新しく訪問購入(いわゆる「押し買い」)のルールができました。(H25.2.21 施行)

●クーリング・オフができるようになりました。

購入業者の連絡先や契約内容の記載された契約書面を受け取ってから8日間は、無条件で契約の解除が可能です。また、消費者はクーリング・オフ期間中は物品の引渡しを拒むことができます。

●不招請勧誘が禁止となりました。

購入業者が、購入を要請していない消費者宅を訪問し勧誘すること(飛び込み勧誘)は禁止となりました。

★原則、全ての商品が対象ですが、消費者の利益を損なう恐れがない、または流通が著しく害される恐れがあるとされ、自動車(2輪除く)、家具、家電、本、CDやDVD、ゲームソフト類、有価証券は、今回は規制の対象外となりました。

※いったん業者に物品を渡すと、加工され、元の状態で戻ってこない危険があります。

◎1月には但馬全体で158件の相談・問合せが寄せられました。(4~1月までの累計1,476件)

◎1月の救済額は34件、約1598万円でした。(4~1月までの累計274件、約1億2458万円)

内訳	被害防止	15件	12,185,100円
	交渉	19件	3,800,462円

3月は卒業・入学・転勤などで引越が多い時期です。引越サービスの利用、賃貸住宅の契約については、十分な理解と納得した上で契約しましょう。



ホットちゃん